平成２１年（フ）第８８２号
千葉県野田市上三ヶ尾392番地の１　ケアハウス野田506
債務者　河野　由美
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８８７号
千葉県我孫子市下ケ戸1824番地の６　101号
債務者　森　　克幸
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８８８号
千葉県柏市加賀１丁目19番10号小林テラス
債務者　酒井　千景
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１３６４号
北九州市小倉北区東篠崎１丁目６番７―607号
債務者　中尾　良子
1　決定年月日時　平成22年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３９０号
北九州市若松区高須南４丁目２番７―103号
債務者　橋本久美子
1　決定年月日時　平成22年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４２３号
北九州市小倉南区沼緑町２丁目５番20号
債務者　野村　　恵（旧姓久間・今村）
1　決定年月日時　平成22年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４３９号
北九州市若松区東小石町９番37―105号
債務者　岩永貴美子（旧姓徳田）
1　決定年月日時　平成22年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４５７号
北九州市小倉南区津田新町４丁目10番15―202号
債務者　北原　由佳（旧姓口元）
1　決定年月日時　平成22年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４５９号
北九州市小倉南区南若園町８番８―404号
債務者　渡邊　妙子
1　決定年月日時　平成22年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４６９号
北九州市八幡西区筒井町13番16―303号
債務者　金田　泰豊
1　決定年月日時　平成22年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第４７１号
沖縄県那覇市字国場1161番地７　丸勝荘３―C
債務者　知花　真弓
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４９８号
沖縄県糸満市西崎６丁目７番10―302号　玉城アパート
債務者　玉城　有希
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第５２３号
沖縄県那覇市首里桃原町２丁目４番地７　ユイマール302
債務者　比嘉　武子
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１４２１号
北九州市若松区浜町１丁目13番22号
債務者　穴井　梨奈
1　決定年月日時　平成22年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４６６号
北九州市八幡東区大蔵１丁目９番13号
債務者　松山　長信
1　決定年月日時　平成22年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６８２号
青森市八重田４丁目５番６号　メゾンヒロリア101号
債務者　亀谷　五郎
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２８４号
福島県いわき市南台１丁目31番地の４
債務者　滝田　　博
1　決定年月日時　平成22年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第８９００号
大阪市西成区橘３丁目７番３号　西天マンション３号
債務者　石飛　哲也（旧姓土井）
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部